

会員規定

2015年 5月17日施行

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利法人アフォール（以下、この法人という）の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、誰もが子育てを楽しむことができる社会の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

(1) 正会員

個人会員

年会費 1口3千円を1口以上

団体会員

民間非営利組織（NPO）：年会費 1口1万円を1口以上

行政組織（政府・地方公共団体等）：年会費 1

口5万円を1口以上

営利組織（企業等）：年会費 1口10万円を1口以上

(2) 賛助会員

個人会員および団体会員 年会費 1口 500円を1口以上

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は総会への出席

(2) 事業活動への参加

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

第8条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

----- き り と り -----

入会申込書

年 月 日

特定非営利法人アフォールの会員に申し込みます。定款を遵守し、誰もが子育てを楽しむことができる社会の実現に寄与します。

正会員 賛助会員 (○をお付けください)

署名 _____ 印 _____

ふりがな	
ご氏名	
メールアドレス	※PDF 資料を添付できるアドレスを推奨
住所	〒
電話	
FAX (任意)	
所属 (任意)	
所属のホームページ URL (任意)	
紹介者のお名前 (任意)	

(メール用)

----入会申込書 (必要事項をご記入しメールでご送信ください)----

特定非営利法人アフォーラの会員に申し込みます。定款を遵守し、誰もが子育てを楽しむことができる社会の実現に寄与します。

ご氏名

ご氏名の読み仮名

メールアドレス (PDF 資料を添付できるアドレスを推奨)

住所 〒

電話

FAX (任意)

所属 (任意)

所属のホームページURL (任意)

紹介者のお名前 (任意)

-----ここまで-----